

令和6年度
(2024年度)

第1回横須賀市国民健康保険

運 営 協 議 会 資 料

令和6年(2024年)8月14日(水)

民生局健康部
健康保険課・健康増進課・健康管理支援課

議題1 令和5年度特別会計国民健康保険費決算(案)について

<歳入>

科 目 (款 ・ 項 ・ 目 ・ 節)	予 算 現 額 (A)	決 算 見 込 額 (B)	増 減 (B) - (A)
1 国民健康保険事業収入	7,494,940,000	7,593,861,696	98,921,696
1 国民健康保険料収入	7,494,940,000	7,593,861,696	98,921,696
1 保険料収入	7,494,940,000	7,593,861,696	98,921,696
1 一般被保険者分	7,494,908,000	7,593,788,803	98,880,803
2 退職被保険者等分	32,000	72,893	40,893
2 使用料及び手数料	30,000	36,600	6,600
1 手数料	30,000	36,600	6,600
1 証明手数料	30,000	36,600	6,600
3 国庫支出金	1,255,000	1,230,000	△ 25,000
1 国庫補助金	1,255,000	1,230,000	△ 25,000
1 疾病予防対策事業費等補助金	45,000	45,000	0
2 出産育児一時金補助金	1,210,000	932,000	△ 278,000
3 国民健康保険災害臨時特例補助金	0	3,000	3,000
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	250,000	250,000
4 県支出金	30,113,767,000	28,794,060,197	△ 1,319,706,803
1 県補助金	30,113,767,000	28,794,060,197	△ 1,319,706,803
1 保険給付費等交付金	30,111,744,000	28,792,561,197	△ 1,319,182,803
1 保険給付費等交付金(普通交付金)	29,533,807,000	28,280,196,197	△ 1,253,610,803
2 保険給付費等交付金(特別交付金)	577,937,000	512,365,000	△ 65,572,000
2 健康増進事業費補助金	2,023,000	1,499,000	△ 524,000
1 健康増進事業費補助金	2,023,000	1,499,000	△ 524,000
5 繰入金	4,411,319,000	4,335,756,342	△ 75,562,658
1 一般会計繰入金	3,798,339,000	3,722,776,342	△ 75,562,658
1 一般会計繰入金	3,798,339,000	3,722,776,342	△ 75,562,658
2 国民健康保険財政調整基金繰入金	612,980,000	612,980,000	0
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	612,980,000	612,980,000	0
6 繰越金	774,097,000	774,097,474	474
1 繰越金	774,097,000	774,097,474	474
1 繰越金	774,097,000	774,097,474	474
7 諸収入	59,971,000	50,299,996	△ 9,671,004
1 延滞金及び過料	22,210,000	23,586,353	1,376,353
1 延滞金	22,209,000	23,586,353	1,377,353
2 過料	1,000	0	△ 1,000
2 市預金利子	1,000	0	△ 1,000
1 市預金利子	1,000	0	△ 1,000
3 雑入	37,760,000	26,713,643	△ 11,046,357
1 返納金	15,381,000	18,500,844	3,119,844
2 雑入	22,379,000	8,212,799	△ 14,166,201
1 雑入	22,379,000	8,178,846	△ 14,200,154
2 国保事業費納付金返還金	0	33,953	33,953
8 財産収入	56,000	55,215	△ 785
1 財産運用収入	56,000	55,215	△ 785
1 利子及び配当金	56,000	55,215	△ 785
歳入合計	42,855,435,000	41,549,397,520	△ 1,306,037,480

<歳出>

(単位 円)

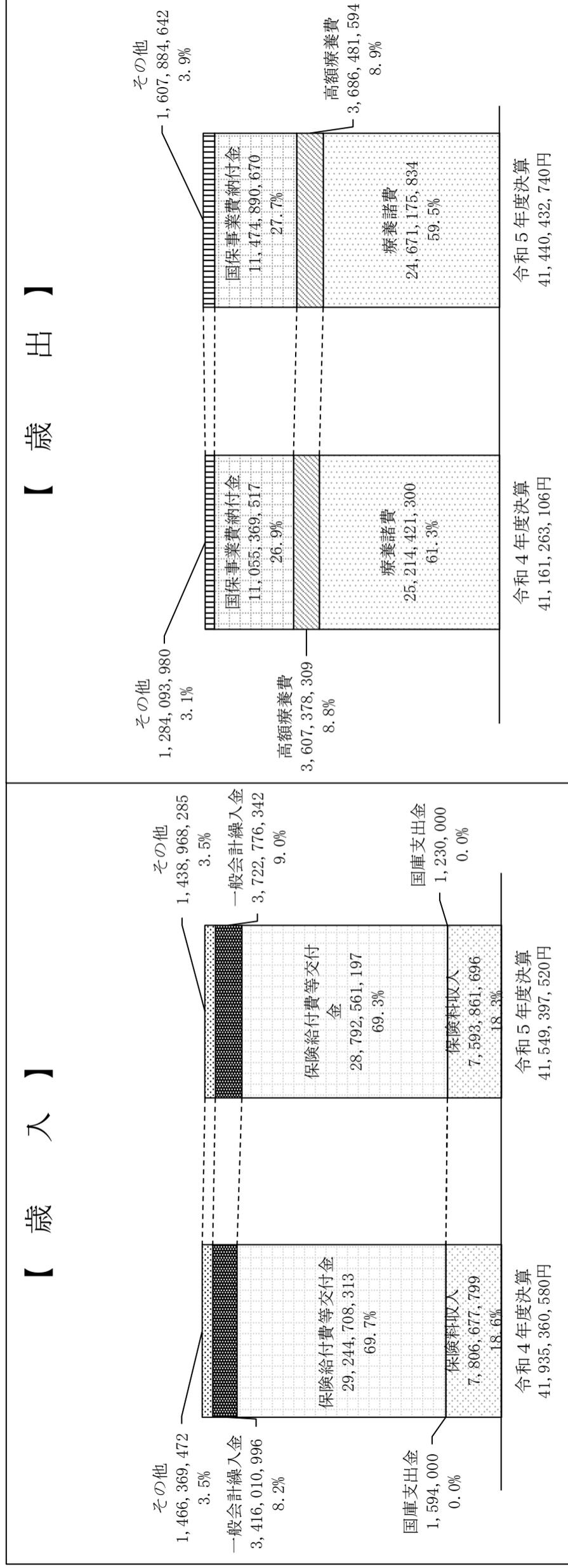
科 目 (款 ・ 項 ・ 目 ・ 細 目)	予 算 現 額 (A)	決 算 見 込 額 (B)	増 減 (A) - (B)
1 国民健康保険事業費	42,815,996,415	41,440,432,740	1,375,563,675
1 国民健康保険総務費	675,980,000	617,800,025	58,179,975
1 事務費	674,995,000	617,352,911	57,642,089
1 給与費	285,929,000	276,837,986	9,091,014
99 事務費等	389,066,000	340,514,925	48,551,075
2 運営協議会費	985,000	447,114	537,886
2 国民健康保険運営協議会運営費	985,000	447,114	537,886
2 保険給付費	29,718,775,000	28,484,507,428	1,234,267,572
1 療養諸費	25,675,529,000	24,671,175,834	1,004,353,166
2 療養給付費等	25,587,469,000	24,590,885,329	996,583,671
3 診療報酬審査支払手数料	88,060,000	80,290,505	7,769,495
2 高額療養費	3,883,744,000	3,686,481,594	197,262,406
2 高額療養費	3,883,744,000	3,686,481,594	197,262,406
3 移送費	201,000	26,610	174,390
2 移送費	201,000	26,610	174,390
4 出産育児諸費	121,051,000	97,355,077	23,695,923
2 出産育児一時金	121,000,000	97,318,957	23,681,043
3 支払手数料	51,000	36,120	14,880
5 葬祭諸費	32,650,000	29,100,000	3,550,000
2 葬祭費	32,650,000	29,100,000	3,550,000
6 傷病手当金諸費	5,600,000	368,313	5,231,687
1 傷病手当金	5,600,000	368,313	5,231,687
3 保健事業費	308,694,000	227,999,394	80,694,606
1 特定健康診査等事業費	300,287,000	221,292,056	78,994,944
1 特定健康診査等事業費	300,287,000	221,292,056	78,994,944
2 保健衛生普及費	8,407,000	6,707,338	1,699,662
2 保健衛生普及事業費	8,407,000	6,707,338	1,699,662
4 諸支出金	31,931,415	29,511,008	2,420,407
1 諸支出金	31,931,415	29,511,008	2,420,407
2 保険料過誤納返還金	31,931,415	29,511,008	2,420,407
5 国民健康保険事業費納付金	11,474,891,000	11,474,890,670	330
1 国民健康保険事業費納付金	11,474,891,000	11,474,890,670	330
6 基金積立金	605,725,000	605,724,215	785
1 国民健康保険費基金積立金	605,725,000	605,724,215	785
2 予備費	39,438,585	0	39,438,585
1 予備費	39,438,585	0	39,438,585
歳出合計	42,855,435,000	41,440,432,740	1,415,002,260

令和6年度への繰越額

108,964,780円

令和4年度・令和5年度 特別会計国民健康保険費 決算（見込）額の比較

(単位 円)



歳入決算見込額	—	歳出決算見込額	—
41,549,397,520円	—	41,440,432,740円	= 108,964,780円
令和5年度歳入歳出差引額			

議題 2 被保険者証廃止に伴う対応について

令和 6 年 12 月 2 日に現在の保険証の新規発行が廃止となりマイナ保険証となることに伴い、横須賀市国民健康保険では以下の通り対応を行います。

(主なスケジュール)

	R6.7	R6.8	R6.9	R6.12.2 改正法施行日	R7.7	R7.8 経過措置終了	R9.8 一斉更新
紙被保険者証 (一斉)	→			→		→	
紙被保険者証 (随時)	→			→		→	
個人番号のお知らせ	→ R6.9 個人番号下 4 桁を通知						
資格確認書 (随時)				→		→	
資格情報のお知らせ (随時)				→		→	
資格確認書 (一斉)				→ R7.7 有効期限 2 年 (R9.7.31)			
資格情報のお知らせ (一斉)				→ R7.7 (一斉送付)			
短期証	→ R6.7 短期証世帯に通常証 (有効期限 R7.7.31) を送付 (短期証廃止)						
資格証明書	→ R6.7 資格者証世帯に通常証 (有効期限 R7.7.31) を送付 (資格証明書廃止)						

1 現在の保険証について

本市国民健康保険の保険証(一斉)の有効期限は令和 7 年 7 月 31 日までであり、保険証の新規発行が廃止される令和 6 年 12 月 2 日以降であっても経過措置により交付されている現在の保険証は有効期限まで医療機関を受診することができます。

また、改正法施行日以前に、他市からの転入、社会保険を脱退した方については、随時加入手続きを行っていただき、一斉更新の保険証と同じ有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までの保険証を交付します。

2 個人番号のお知らせの送付について

個人番号のお知らせは、国からの通知に従い、医療保険者等の把握している加入者情報(個人番号の下 4 桁を含む)を事前に被保険者へ通知することで、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的として送付するものです。

本市国民健康保険では令和 6 年 9 月に送付を予定しています。

3 資格確認書、資格情報のお知らせの交付について

保険証が廃止される令和 6 年 12 月 2 日以降加入手続きを行った方に対し、「資格確認書」もしくは「資格確認情報のお知らせ」を交付します。

また、現在の保険証の経過措置終了時には、「資格確認書」もしくは「資格確認情報のお知らせ」を郵送により一斉送付いたします。

「資格情報のお知らせ」の発行の趣旨は、マイナ保険証の券面からは資格情報が読み取れないことから、紙の保険証からの移行時や資格取得時に、マイナ保険証保有者が自身の資格情報を把握できるようにするため交付するものです。

○資格確認書の交付範囲

12/2以降 随時・月次交付

新規資格取得者でマイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方
健康保険証の利用登録解除申請者及びマイナンバーカード返納者
70歳到達でマイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方（月次交付）
電子証明書の更新を失念した方（月次交付を予定）
マイナンバーカードを紛失した方
資格確認書の交付を希望する方

初回一斉更新時（令和7年8月）

マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方
マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
電子証明書の更新を失念した方
マイナンバーカードを返納した方
DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定の方

○資格情報のお知らせの交付範囲

12/2以降及び一斉交付時

マイナンバーカードに健康保険証利用登録を行っている方

4 短期証、資格証明書の廃止について

被保険者証の廃止に伴い、短期証、資格証明書が廃止されます。

有効期限が短い保険証および資格者証該当者に対し令和6年7月に有効期限が令和7年7月31日の被保険者証（通常証）を送付しました。

今後の収納対策については、督促状等による窓口での交渉、電話・訪問納付勧奨や預金調査等の滞納対策を強化することで収納率の向上を目指します。

大 切 な お 知 ら せ

医療保険のデータベースに登録されている
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

(注) 上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇
〇〇市国民健康保険課
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

(裏 面)

備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^小膵臓・^小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	

参考例

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ	
令和〇年〇月〇日発行	
(交付者名)	
(保険者番号)	
記号 000	番号 00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎
負担割合	〇割 (70 歳以上のみ記載)
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	

横須賀市国民健康保険条例の改正について

1 改正理由

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い国民健康保険法の一部が改正されるため、国民健康保険条例を改正します。

2 改正の概要

第25条第1項の過料について、被保険者証の廃止に伴い国民健康保険法第127条第1項に規定する被保険者の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られるため、これに対応できるよう条文を改正します。

また今回の改正に併せ所要の条文整備を行います。

3 新旧対照表

旧	新
第1条～第24条(略)	第1条～第24条(略)
(過料) 第25条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科することができる。	(過料) 第25条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科することができる。
2～4(略)	2～4(略)
	(附則) (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
	(経過措置) 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第〇〇〇号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の

	施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
--	--------------------------------------

4 施行期日

令和6年12月2日

議題3 データヘルス計画について

「横須賀市国民健康保険データヘルス計画」の進捗状況

1 課題1 特定健診の受診率の伸び悩み

目標① 特定健診受診率を38%以上とする。

	令和5年度目標	実績
特定健康診査受診率	37%	28.1%

(令和6年6月末時点)

(1) 特定健康診査未受診者への受診勧奨

事業概要	令和5年度の取り組み状況
年齢・性別・受診履歴等から分類した対象群ごとの特性に応じた受診勧奨を実施する。	次の条件で抽出された者に対して、電話・通知による受診勧奨を行った。 (通知20,431通、電話7,124件) ①新規特定健診対象者 (通知3,860通、電話611件) ②糖尿病治療中断の可能性がある者(通知74通) ③直近3年間に受診した者 (通知11,882通、電話5,173件) ④令和4年度に受診していない者 (通知4,615通、電話1,340件)

(2) 人間ドック等健診結果の活用

事業概要	令和5年度の取り組み状況
人間ドックや事業者健診受診者にインセンティブを提供することで、検査結果の提供を受け、受診率に反映させる。	人間ドック結果の読み替え件数(380件) 事業者健診結果の読み替え件数(68件)

2 課題2 特定保健指導の実施率の伸び悩み

目標② 特定保健指導実施率を 20%以上とする。

	令和5年度目標	実績
特定保健指導実施率	23%	7.2%

(令和6年6月末時点)

(1) 特定保健指導対象者への受診勧奨

事業概要	令和5年度の取り組み状況
特定健診受診者のうち、生活習慣病リスク者へ、特定保健指導の利用を促し実施につなげる。	電話による勧奨：1,189件 通知による勧奨：1,168人

3 課題3 1人あたり医療費の適正化

目標③ 1人あたり医療費に占める生活習慣関連疾患の額を減少させる。

目標④ 新規人工透析導入者数の年間平均者数を減少させる。

	令和5年度目標	実績
新規透析導入者数	平均60人より減少	49人

(1) 肥満対策

事業概要	令和5年度の取り組み状況
適正体重を維持し、肥満を予防することで生活習慣病リスクの低下につなげる。	啓発文書（ちらし）の送付15,860枚 特定保健指導の充実（ICTを活用した特定保健指導の実施）

(2) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨

事業概要	令和5年度の取り組み状況
受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨を行い、受診につなげる。	令和5年度受診勧奨数 ・ 血圧 378件 ・ 血糖 280件 ・ 脂質 16件

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

事業概要	令和5年度の取り組み状況
糖尿病患者に対して、かかりつけ医と連携しながらプログラムを実施し、糖尿病性腎症の重症化を抑制する。	委託事業所がプログラム実施 ・対象者 108 名へ案内送付 ・プログラム利用者 13 名

(4) CKD病診連携システム

事業概要	令和5年度の取り組み状況
特定健診の結果で腎リスクのある者を腎臓専門医に紹介することで、CKD 進展予防及び新規人工透析導入者数の抑制を図る。	腎専門医に受診した人数：313 人

(令和6年6月末時点)

4 **課題4** 後発医薬品の使用割合

目標⑤ 後発医薬品の使用割合を 81.1%以上とする。

	令和5年度目標	実績
後発医薬品の使用割合	74%以上	81.5%

(1) ジェネリック医薬品差額通知の送付

事業概要	令和5年度の取り組み状況
ジェネリック医薬品への切り替えを促す通知を送付し、ジェネリック医薬品への切り替えを進める。	令和5年7月送付 : 1,761 通 令和5年11月送付 : 1,983 通 令和6年3月送付 : 2,214 通